

2023年版『ごうかく社労士』シリーズ<追録>

本追録は、2023年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集、ごうかく社労士まる覚えサブノート、ごうかく社労士まる覚え一問一答）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である令和5年4月14日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

【共通】

延滞金の割合の特例（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（令和5年1月1日施行）

令和5年中の延滞金特例基準割合は、1.4%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年8.7%」、「年7.3%→年2.4%」となる。

【労働基準法】

デジタル賃金の解禁（令和5年4月1日施行）

令和5年度よりデジタル賃金が解禁された。実施するには、労働者個人の同意を、書面又は電磁的記録で得る必要がある。

【労働者災害補償保険法】

介護補償給付の額の改定（令和5年4月1日施行）

介護補償給付の額のうち、最低保障額が改定された。介護給付、複数事業労働者介護給付についても同様である。

【雇用保険法】

雇用安定事業の改正（令和5年4月1日施行）

産業雇用安定助成金が恒久化された。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

雇用保険率の改定（令和5年4月1日施行）

	雇用保険率	（うち雇用保険 二事業に係る 率）	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の3.5	1,000分の9.5	1,000分の6

農林水産・清酒 製造の事業	1,000分の17.5	1,000分の3.5	1,000分の10.5	1,000分の7
建設の事業	1,000分の18.5	1,000分の4.5	1,000分の11.5	1,000分の7

※ 基本テキスト P492 の表は、令和5年度については上のようになります。

【健康保険法】

1 任意継続被保険者の標準報酬月額

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、協会管掌健康保険においては、引き続き「30万円」とされた。

2 保険料率

協会管掌健康保険について、令和5年3月からの一般保険料率、介護保険料率が決定された。一般保険料率のうち特定保険料率は1,000分の35.7と、介護保険料率は1,000分の18.2とされた。

3 出産育児一時金の額の改正（令和5年4月1日施行）

出産育児一時金の基本的な額が、408,000円から488,000円に引き上げられた。

【国民年金法】

1 年金額の改定

年金額の改定に用いる「改定率」は、令和5年度は1.018又は1.015とされた。この結果、令和5年度の年金額、子の加算額等は次のとおりとなった。

老齢基礎年金（満額）	67歳以下 780,900円×1.018≒795,000円 68歳以上 780,900円×1.015≒792,600円
1級の障害基礎年金	67歳以下 795,000円×1.25=993,750円 68歳以上 792,600円×1.25=990,750円
2級の障害基礎年金	67歳以下 780,900円×1.018≒795,000円 68歳以上 780,900円×1.015≒792,600円
障害基礎年金の子の加算（2人目まで）	224,700円×1.018≒228,700円*
障害基礎年金の子の加算（3人目以降）	74,900円×1.018≒76,200円**
遺族基礎年金	67歳以下 780,900円×1.018≒795,000円 68歳以上 780,900円×1.015≒792,600円
遺族基礎年金の子の加算①	224,700円×1.018≒228,700円
遺族基礎年金の子の加算②	74,900円×1.018≒76,200円
障害厚生年金の最低保障額（2級の障害基礎年金の額×3/4）	67歳以下 795,000円×3/4≒596,300円 68歳以上 792,600円×3/4≒594,500円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	795,000円×3/4≒596,300円

* 老齢厚生年金及び障害厚生年金の配偶者加給年金額、老齢厚生年金の子の加給年金額

(2人目まで)も同じ。

*** 老齢厚生年金の子の加給年金額(3人目以降)も同じ。

[新規裁定者について]

厚生労働省の資料では、「67歳以下」と表現している。厳密には、令和5年度に67歳以下の者である。生年月日でいうと、**昭和31年4月2日以後生まれの者**が該当する。

改定率及び年金額は、次のように決定された。

令和5年度の参考指標

- ・物価変動率 2.5%
- ・名目手取り賃金変動率 2.8%
- ・マクロ経済スライドによる調整

令和5年度▲0.3%、令和3年度・4年度の未調整分▲0.3%をまとめて調整するため、▲0.6%となった。

$2.8\% - 0.6\% = 2.2\%$ (1.022) となるので、 $0.996 \times 1.022 \doteq 1.018$ が、新規裁定者の改定率となる。 $780,900 \text{円} \times 1.018 = 794,956 \text{円}$ を端数処理すると、795,000円(50円以上100円未満を100円に切上げ)。これに基づき、厚生労働省は、新規裁定者について、「前年度から2.2%の引上げ」と発表した。

なお、子の加算額は新規裁定者と同じ改定率(1.018)を用いる。このため、2人目までは $224,700 \text{円} \times 1.018 = 228,744 \text{円}$ → 50円未満を切り捨てて 228,700円(配偶者加給年金額もこの額)。3人目以降は、 $74,900 \text{円} \times 1.018 = 76,248 \text{円}$ → 50円未満を切り捨てて 76,200円。

[既裁定者について]

厚生労働省の資料では、「68歳以上」と表現している。厳密には、令和5年度に68歳以上の者である。生年月日でいうと、**昭和31年4月1日以前生まれの者**が該当する。昭和31年4月1日に生まれた者は、令和6年(昭和99年)3月31日に、68歳に達する。

改定率及び年金額は、次のように決定された。

$2.5\% - 0.6\% = 1.9\%$ (1.019) となるので、 $0.996 \times 1.019 \doteq 1.015$ が改定率となる。 $780,900 \text{円} \times 1.015 = 792,613 \text{円}$ を端数処理すると、792,600円(50円未満切捨て)。これに基づき、厚生労働省は、既裁定者について、「前年度から1.9%の引上げ」と発表した。

※ 2.5%は物価変動率。

2 国民年金の保険料額

令和6年度の国民年金保険料の月額額は、保険料改定率が「0.999」となり、次のように決定された。

$17,000 \text{円} \times 0.999 = 16,983 \text{円}$ → 5円未満は切り捨てるため、16,980円。

3 国民年金の脱退一時金の額

基準月が令和5年度に属する場合の支給額は次のとおりとされた。

対象月数	支給額
6 月以上 12 月未満	49,560 円
12 月以上 18 月未満	99,120 円
18 月以上 24 月未満	148,680 円
24 月以上 30 月未満	198,240 円
30 月以上 36 月未満	247,800 円
36 月以上 42 月未満	297,360 円
42 月以上 48 月未満	346,920 円
48 月以上 54 月未満	396,480 円
54 月以上 60 月未満	446,040 円
60 月以上	495,600 円

【厚生年金保険法】

1 再評価率の改定

再評価率は、基本的には、国民年金の改定率（令和5年度は1.018又は1.015）と同じ仕組みで改定される。また、加給年金額等に用いる「改定率」も、国民年金の改定率と同率である。

2 在職老齢年金

令和5年度の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整額は、48万円とされた。

【労務管理その他の労働に関する一般常識】

1 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月1日施行）

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1人雇用につき1人とカウントできることとされた。

2 障害者雇用調整金の額（令和5年4月1日施行）

障害者雇用調整金の額が、超過1人につき、月額27,000円から月額29,000円に引き上げられた。

【社会保険に関する一般常識】

1 国民健康保険料

国民健康保険料のうち後期高齢者支援金分を2万円引き上げることとされた。

〇●〇 書籍の追補 〇●〇

【ごうかく社労士基本テキスト】

第1編 労働基準法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P23 〔ボ〕及び欄外〔ボ〕*7に補足する	ただし、令和5年度より解禁されたデジタル賃金を実施するには、労働者個人の同意を、書面又は電磁的記録で得る必要がある。	

第2編 労働安全衛生法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P147 欄外〔過〕*7	削除	

第3編 労働者災害補償保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P214、「労働基準法施行規則別表1の2の概要」第8号の4～5行目	若しくは解離性大動脈瘤	、重篤な心不全若しくは大動脈解離
P248 「介護補償給付の支給額」の表	171,650円	172,550円
	85,780円	86,280円
	75,290円	77,890円
	37,600円	38,900円

第4編 雇用保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P336 欄外〔参〕*3 最後の行	最低賃金日額	最低賃金平均額
P341 欄外〔行〕下から5行目	就職後	当該事由発生後
P413 「雇用安定事業」の表、「助成金等の種類」の一番下	産業雇用安定助成金（暫定措置）	産業雇用安定助成金

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P444 に補足する	令和5年度の雇用保険率は、次のとおり。 一般の事業 1,000分の15.5 農林水産業・清酒製造業等 1,000分の17.5 建設の事業 1,000分の18.5	

第6編 健康保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P508 欄外 ^ボ *1 1行目	令3年	令 <u>4</u> 年
P523 [4] 適用除外の表、 「臨時に使用される者」の 右欄下から2行目	所定の期間が	<u>定めた期間が</u>
P544 欄外 ^ボ *3	令和2年4月1日から、 での初診（紹介状なし）	削除 ・ <u>紹介受診重点医療機関で</u> の初診（紹介状なし）
P555 [1] ②の2行目	40万8,000円	<u>48</u> 万8,000円
P555 [1] ②の4行目	81万6,000円	<u>97</u> 万6,000円
P555 [1] ②の6行目	42万円	<u>50</u> 万円
P565 ひとつ目の囲みの中② の2行目	40万8,000円	<u>48</u> 万8,000円
P565 ひとつ目の囲みの中② の最後の行	42万円	<u>50</u> 万円
P571 [5] ②の2行目	40万8,000円	<u>48</u> 万8,000円
P571 [5] ②の2行目	42万円	<u>50</u> 万円
P577 欄外 ^参 *4 2行目	11%	<u>10.51</u> %
P577 欄外 ^参 *4 3行目	9.51%	<u>9.33</u> %
P578 欄外 ^参 *4 3行目	4年3月分	<u>5</u> 年3月分
P578 欄外 ^参 *4 4行目	1,000分の34.3	1,000分の <u>35.7</u>
P579 欄外 ^ボ *6 3行目	4年3月分	<u>5</u> 年3月分
P579 欄外 ^ボ *6 4行目	1,000分の16.4	1,000分の <u>18.2</u>
P580 欄外一番上の ^過 、最後 の2行	平29保保発0919第1号	<u>令4</u> 保保発 <u>0809</u> 第 <u>2</u> 号

第7編 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P626 〔1〕原則	令和4年度：0.996	令和5年度： <u>1.018</u> 又は <u>1.015</u>
P630 ②イの3行目	[0.1%]	[<u>0.0%</u>]
P630 ②ロの3行目	[0.1%]	[<u>0.0%</u>]
P631 に補足する	<p>令和5年度の改定率</p> <p>令和5年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が2.8%、物価変動率が2.5%となり、マクロ経済スライドによる調整(▲0.6%)が行われた。この結果、新規裁定者の改定率は前年度の0.996に2.8%－0.6%＝2.2%(1.022)を乗じて1.018とされた。既裁定者の改定率は、前年度の0.996に2.5%－0.6%＝1.9%(1.019)を乗じて1.015とされた。</p> <p>【結論】新規裁定者は令和4年度から2.2%のプラスとなり、既裁定者は令和4年度から1.9%のプラスとなった。</p>	
P633 〔2〕2行目	令和4年度：0.996	令和5年度： <u>1.018</u> 又は <u>1.015</u>
P645 障害基礎年金の額2級	令和4年度：0.996	令和5年度： <u>1.018</u> 又は <u>1.015</u>
P645 〔1〕子の加算②加算額	表中の「0.996」を3か所とも「1.018」とする。	
P654 遺族基礎年金の額〔1〕支給額	令和4年度：0.996	令和5年度： <u>1.018</u> 又は <u>1.015</u>
P654 同上①の表	表中の「0.996」を3か所とも「1.018」とする。	
P655 同上②の表	表中の「0.996」を2か所とも「1.018」とする。	
P667 1行目	令和4年4月以降	令和5年4月以降
P667 脱退一時金の支給額の表	49,770円	<u>49,560円</u>
	99,540円	<u>99,120円</u>
	149,310円	<u>148,680円</u>
	199,080円	<u>198,240円</u>
	248,850円	<u>247,800円</u>
	298,620円	<u>297,360円</u>
	348,390円	<u>346,920円</u>
	398,160円	<u>396,480円</u>
	447,930円	<u>446,040円</u>
	497,700円	<u>495,600円</u>

P676〔2〕保険料の額に補足する。	令和6年度の保険料 17,000円×保険料改定率(0.999)≒16,980円	
P681 13行目	失業に	失業等に
P684〔5〕②の表の上	令和4年分、2年前納は令和4・5年分	令和5年分、2年前納は令和5・6年分
P684〔5〕②の表	195,550円(3,530円)	<u>194,720円(3,520円)</u>
	194,910円(4,170円)	<u>194,090円(4,150円)</u>
	382,780円(14,540円)	<u>387,170円(14,830円)</u>
	381,530円(15,790円)	<u>385,900円(16,100円)</u>
P687 欄外 ^参 *7 下から2行目	令和4年中	令和5年中

第8編 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P730 欄外 ^過 *1	令和4年度の額は777,800円×125/100=972,250円である。	令和5年度の額は <u>新規裁定者は795,000円×125/100=993,750円、既裁定者は792,600円×125/100=990,750円</u> である。
P740 最後の2行	「令和4年度においては」以下を次のように読み替える。 <u>令和5年度においては、次のとおり。</u> 新規裁定者は「1.022」が改定の基準となる(0.996×1.022≒1.018)。 既裁定者は「1.019」が改定の基準となる(0.996×1.019≒1.015)。	
P742 ひとつ目の囲みの中、最後の行	令和4年度の再評価率は	令和5年度の再評価率は
P742 ひとつ目の囲みの中、最後の行	「前年度の再評価率×0.996」を、次のように読み替える。 <u>新規裁定者は「前年度の再評価率×1.022」</u> <u>既裁定者は「前年度の再評価率×1.019」</u>	
P742 欄外 ^ホ *1 1行目	令和4年度の	令和5年度の
P742 欄外 ^ホ *1 5行目	0.997	<u>1.016</u>
P742 欄外 ^ホ *1 最後の行	0.995	<u>1.014</u>
P745④イ加給年金額の表	表中の「0.996」を3か所とも「1.018」とする。	
P751 9行目	47万円	<u>48万円</u>

P751 12 行目	47 万円	<u>48</u> 万円
P751 支給停止額の計算①	47 万円以下	<u>48</u> 万円以下
P751 支給停止額の計算②	47 万円を超える	<u>48</u> 万円を超える
P751 支給停止額の計算②の最後の行	基本月額－47 万円	基本月額－ <u>48</u> 万円
P761 1 行目	47 万円	<u>48</u> 万円
P761 支給停止額の計算イ	47 万円以下	<u>48</u> 万円以下
P761 支給停止額の計算ロ	47 万円を超える	<u>48</u> 万円を超える
P761 支給停止額の計算ロの最後の行	基本月額－47 万円	基本月額－ <u>48</u> 万円
P761 欄外 ^過 *5 下から 6 行目	月額 55,000	月額 <u>50,000</u>
P761 欄外 ^過 *5 下から 2 行目	470,000	<u>480,000</u>
P761 欄外 ^過 *5 最後の行	55,000 円	<u>50,000</u> 円
P761 欄外 ^過 *7 下から 5 行目	月額は 20,000	月額は <u>15,000</u>
P761 欄外 ^過 *7 下から 2 行目	470,000	<u>480,000</u>
P761 欄外 ^過 *7 最後の行	20,000 円	<u>15,000</u> 円
P781 欄外 ^参 *6 1 行目	令和 4 年度の	令和 <u>5</u> 年度の
P781 欄外 ^参 *6 3 行目	777,800 円	<u>795,000</u> 円
P781 欄外 ^参 *6 4 行目	583,350 円	<u>596,250</u> 円
P781 欄外 ^参 *6 最後の行	583,400 円	<u>596,300</u> 円
P813 欄外 ^参 *3 下から 2 行目	令和 4 年中は	令和 <u>5</u> 年中は

第 9 編 労務管理その他の労働に関する一般常識

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P836 制度趣旨 2 行目	47.0% (令和 3 年)	<u>48.3%</u> (令和 <u>4</u> 年)
P838 [4] ②の文に加える	ただし短時間労働者である精神障害者は、当分の間、1 人雇用につき 1 人とカウントされる。	
P838 [4] の表 精神障害者の「短時間労働者」の欄	0.5 人	<u>1</u> 人
P838 [4] の表の下	1 つ目の ^ホ を削除する。	

P838〔6〕の表、障害者雇用調整金の額	2.7万円	<u>2.9</u> 万円
P880 欄外 ^用 *1の下から5行目	令和3年は1.16倍	令和 <u>4</u> 年は <u>1.28</u> 倍

第10編 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P888 欄外 ^ホ *2 ②	20万円	<u>22</u> 万円

【ごうかく社労士基本問題集】

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P383 Dの解説に補足する	なお、令和5年度の雇用保険率は次のとおり。 一般の事業 1,000分の15.5 農林水産・清酒製造の事業 1,000分の17.5 建設の事業 1,000分の18.5	
P411 欄外②の1行目	令和4年中	令和 <u>5</u> 年中

第6編 健康保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P560 2の問題文3～5行目	「令和4年」を、3か所とも「令和5年」とする。	
P561 欄外（延滞金の割合について）下から5行目	令和4年	令和 <u>5</u> 年

第7編 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P585 の解説に補足する	なお、令和5年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31年4月1日以前生まれの者については、 $780,900円 \times 1.015 = 792,613円 \rightarrow 50円未満を切り捨てて792,600円$ である。これを問題の事例に当てはめると、次のようになる。 ・老齢基礎年金の額 $792,600円 \times 420月 / 480月 = 693,525円$ ・付加年金の額	

	<p>200 円×36 月=7,200 円</p> <p>・合計額</p> <p>693,525 円+7,200 円=700,725 円</p>
P589 Cの解説に補足する	<p>なお、令和5年度の額は、新規裁定者は780,900円×改定率(1.018)×100分の125、既裁定者は780,900円×改定率(1.015)×100分の125である。</p>
P599 A肢解説に補足する	<p>なお、令和5年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者(新規裁定者)は795,000円である。</p>
P599 B肢解説に補足する	<p>なお、令和5年度の額は、新規裁定者は795,0000円×1.25=993,750円、既裁定者は792,600円×1.25=990,750円である。</p>
P599 C肢解説に補足する	<p>なお、受給権者が4人の子のみである場合の遺族基礎年金の額は、令和5年度は、次のとおりである。795,000円+228,700円+76,200円+76,200円</p>
P599 E肢解説に補足する	<p>なお、50か月保険料を納付した場合の、令和5年度の脱退一時金の額は、16,520円に2分の1を乗じて得た額に48を乗じて得た額となる。</p>
P607 Eの解説に補足する	<p>令和5年度は、名目手取り賃金変動率が2.8%、物価変動率が2.5%となり、マクロ経済スライドによる調整は▲0.6%とされた。このため新規裁定者は令和4年度から2.2%のプラス(2.8%-0.6%=2.2%)と、既裁定者は令和4年度から1.9%(2.5%-0.6%=1.9%)のプラスとなった。</p>
P703 解説の最後に補足する	<p>なお、令和5年度の保険料額で計算すると、16,520円×1/2×36=297,360円が支給額となる。</p>

第8編 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P729 最後の行	4年度は47万円	<u>5</u> 年度は <u>48</u> 万円
P756 Dの1行目	令和4年4月	令和 <u>5</u> 年4月
P756 Dの4行目	55,000円	<u>50,000</u> 円
P757 D解説2行目	令和4年度の	令和 <u>5</u> 年度の
	47	<u>48</u>
P757 D解説の最後の行	470,000円	<u>480,000</u> 円
	55,000円	<u>50,000</u> 円

P801 エ解説 2 行目	令和 4 年度は 47 万円	令和 <u>5</u> 年度は <u>48</u> 万円
---------------	----------------	------------------------------

【ごうかく社労士まる覚えサブノート】

第 3 章 労働者災害補償保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P112 介護補償給付の額	171,650 円	<u>172,550</u> 円
	85,780 円	<u>86,280</u> 円
	75,290 円	<u>77,890</u> 円
	37,600 円	<u>38,900</u> 円
P113 介護補償給付の額	75,290 円	<u>77,890</u> 円
	37,600 円	<u>38,900</u> 円

第 5 章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

P220 の「雇用保険率」は、令和 5 年度は次のとおり。

事業の種類	雇用保険率
一般の事業	15.5/1,000
農林水産の事業（一定のものを除く）・清酒製造の事業	17.5/1,000
建設の事業	18.5/1,000

第 6 章 健康保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P281 2 つ目の□ 1 行目	40 万 8,000 円 (42 万	<u>48</u> 万 8,000 円 (<u>50</u> 万
P281 2 つ目の□ 4 行目	42 万円	<u>50</u> 万円
P297 ①の 3 行目	令和 4 年 3 月	令和 <u>5</u> 年 3 月
P297 ①の 4 行目	1,000 分の 111.0	1,000 分の <u>105.1</u>
	1,000 分の 95.1	1,000 分の <u>93.3</u>
P298 下から 5 行目	令和 4 年 3 月	令和 <u>5</u> 年 3 月
P298 下から 4 行目	34.3	35.7
P298 最後の行	令和 4 年 3 月から 1,000 分の 16.4	令和 <u>5</u> 年 3 月から 1,000 分の <u>18.2</u>

第 7 章 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P327 2 行目	令和 4 年度	令和 <u>5</u> 年度

P327 3行目	新規裁定者・既裁定者ともに0.996	新規裁定者は <u>1.018</u> 、既裁定者は <u>1.015</u>
P353 1つ目の□	令和4年度の支給額は49,770円～497,700円	令和 <u>5</u> 年度の支給額は <u>49,560</u> 円～ <u>495,600</u> 円
P357 2つ目の□に右の文を加える。	保険料改定率は、令和6年度においては0.999（令和6年度の実際の保険料額は16,980円）。	

第8章 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P397② 従前額改定率	令和4年度は、	令和 <u>5</u> 年度は、
	0.997	<u>1.016</u>
	0.995	<u>1.014</u>
P402 5つ目の□ 1行目	47万円	<u>48</u> 万円
P402 6つ目の□ 1行目	47万円	<u>48</u> 万円
P402 下から10行目	47万円	<u>48</u> 万円
P402 下から9行目	47万円	<u>48</u> 万円
P402 下から5行目	47万円	<u>48</u> 万円
P409 下から8行目	令和4年度47万円	令和 <u>5</u> 年度 <u>48</u> 万円
P409 下から5行目	47万円	<u>48</u> 万円
P409 下から3行目	47万円	<u>48</u> 万円
P409 最後の行	47万円	<u>48</u> 万円

第9章 労務管理その他の労働に関する一般常識

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P462 表の上の③の文	短時間労働者は0.5人	<u>当分の間、短時間労働者も</u> <u>1</u> 人
P462 の表、精神障害者の欄	0.5人	<u>1</u> 人
P462 最後の行	2.7万円	<u>2.9</u> 万円
P485 7行目	令和3年は16.9%	令和 <u>4</u> 年は <u>16.5</u> %

【ごうかく社労士まる覚え一問一答】

第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P233 [A30]に補足する	なお、令和5年度の労災保険率も1,000分の2.5である。	

P235 [A36]に補足する	<p>なお、令和5年度の雇用保険率は次のとおり。</p> <p>一般の事業 1,000分の15.5</p> <p>農林水産・清酒製造の事業 1,000分の17.5</p> <p>建設の事業 1,000分の18.5</p>
-----------------	--

第6章 健康保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P298[Q117]1行目・3行目	40.8万円	48.8万円

第7章 国民年金法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P331[A39]に補足する	<p>なお、令和5年度は次のとおり。</p> <p>〔新規裁定者〕</p> <p>満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.018≒795,000円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も795,000円。</p> <p>〔既裁定者〕</p> <p>満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.015≒792,600円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も792,600円。</p>	

第8章 厚生年金保険法

改正頁・改正箇所	改正前	改正後
P397[A64]に補足する	<p>なお、令和5年度の支給停止調整額は48万円とされた。</p> <p>このため、この事例を令和5年度として考えると次のようになる。</p> <p>$(46万円 + 8万円 - 48万円) \times 1/2 = 3万円$</p> <p>支給停止月額が3万円となる。</p>	
P397【ポイント】	「47万円」を4か所とも「48万円」とする。また、最後の行の「令和4年度」を「令和5年度」とする。	

労働経済

労働経済に関する対策を、「白書対策」と呼ぶこともあります。最新の結果が公表されているものについて、その内容を、過去に出題されたポイントを中心にご紹介します。試験の直前対策にお役立てください。なお、調査結果は訂正されることがあります。

〔1〕令和4年 就労条件総合調査（厚生労働省、令和4年10月28日公表）

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施されている。

① 所定労働時間

週所定労働時間は、1企業平均39時間28分となっており、これを産業別にみると、「金融業、保険業」が38時間19分で最も短く、「宿泊業、飲食サービス業」が39時間52分で最も長くなっている。

② 週休制

	採用企業割合	適用労働者割合
何らかの週休2日制	83.5%	86.7%
完全週休2日制	48.7%	59.8%

完全週休2日制を採用している企業を企業規模別にみると、「1,000人以上」が65.8%、「300～999人」が61.2%、「100～299人」が48.2%、「30～99人」が47.1%となっている。

ポイント 企業規模が大きい方が完全週休2日制の採用割合が高い。

③ 年間休日総数

1企業平均	107.0日
企業規模別	「1,000人以上」が115.5日、「300～999人」が114.1日、「100～299人」が109.2日、「30～99人」が105.3日 ポイント 企業規模が大きい方が休日が多い、と覚えておこう。

④ 年次有給休暇

1人平均付与日数	17.6日
そのうち労働者が取得した日数	10.3日
取得率	58.3%
企業規模別の取得率	「1,000人以上」が63.2%、「300～999人」が57.5%、「100～299人」が55.3%、「30～99人」が53.5% ポイント 企業規模が大きい方が取得率が高い。また、いずれの企業規模においても5割以上の取得率となった。
計画的付与制度がある企業割合	43.1%となっており、「5～6日」が最も多い。

⑤ 変形労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	64.0%	52.1%
1年単位の変形労働時間制	34.3%	19.0%

1か月単位の変形労働時間制	26.6%	22.7%
フレックスタイム制	8.2%	10.3%

変形労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が77.9%、「300～999人」が69.7%、「100～299人」が66.1%、「30～99人」が62.4%となっている。

ポイント フレックスタイム制の採用割合が少ないことは押さえておこう。

⑥ みなし労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	14.1%	7.9%
事業場外労働	12.3%	6.5%
専門業務型裁量労働制	2.2%	1.2%
企画業務型裁量労働制	0.6%	0.2%

みなし労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が22.8%、「300～999人」が16.5%、「100～299人」が13.5%、「30～99人」が13.8%となっている。

ポイント 全体的に採用割合が少ないこと、企画業務型裁量労働制の採用割合が最も少ないことを押さえておこう。

⑦ 勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入割合	「導入している」が5.8% 「導入を予定又は検討している」が12.7% 「導入予定はなく、検討もしていない」が80.4%
------------------	--

導入予定はなく、検討もしていない理由は、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が53.5%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が21.3%となっている。

⑧ 時間外労働

時間外労働の割増賃金率	「一律に定めている」企業割合は85.3% そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は92.8%、「26%以上」とする企業割合は6.1%
時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合（規模別）	「1,000人以上」が20.7% 「300～999人」が14.5% 「100～299人」が7.6% 「30～99人」が4.3%

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は30.0%となっている。

〔2〕令和4年 毎月勤労統計調査（厚生労働省、令和5年2月24日）

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を毎月明らかにす

ることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査である。

前年と比較し、

- ① 現金給与総額は325,817円(2.0%増)となった。うち一般労働者が429,051円(2.3%増)、パートタイム労働者が102,078円(2.6%増)となり、パートタイム労働者比率が31.60%(0.32ポイント上昇)となった。
- ② 一般労働者の所定内給与は318,846円(1.3%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,242円(1.6%増)となった。
- ③ 就業形態計の所定外労働時間は10.1時間(4.6%増)となった。
- ④ 就業形態計の常用雇用は0.9%増となった。

ポイント増加したのか減少したのか、を覚えておこう。

〔3〕令和4年 上半期雇用動向調査（厚生労働省、令和4年12月20日公表）

主要産業における入職・離職及び未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

- ① 前年同期と比べると、**入職者数はパートタイム労働者の「雇用期間の定めあり」以外は増加し、離職者数は全ての区分で増加した。**
- ② 性別に見ると、男性は**入職者数、離職者数ともにパートタイム労働者の「雇用期間の定めあり」以外の区分で増加し、女性は入職者数はパートタイム労働者の「雇用期間の定めあり」以外は増加し、離職者数は全ての区分で増加した。**
- ③ 令和4年6月末日現在の未充足求人数を産業別にみると、「卸売業、小売業」が242.0千人で最も多く、次いで「医療、福祉」が228.2千人となっている。

〔4〕令和4年 労働組合基礎調査（厚生労働省、令和4年12月16日公表）

労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和22年以降、毎年実施している一般統計調査である。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）	16.5%（前年16.9%）
女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合	12.5%（前年12.8%）
パートタイム労働者の推定組織率	8.5%（前年8.4%）

推定組織率を産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が53.2%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が52.4%と高く、「農業、林業、漁業」1.6%、「サービス業（他に分類されないもの）」4.5%で低くなっている。

ポイント推定組織率は17%前後が続いている。

【5】令和4年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省、令和5年3月17日公表）

統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

① 一般労働者の賃金

男女間賃金格差（男＝100）は、75.7となっている。

ポイント この数字は必ず覚えておこう。

② 男女別の賃金カーブ

男性では、年齢階級が高いほど賃金も高く、55～59歳で賃金がピークとなり、その後下降している。

女性では、55～59歳がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。

ポイント 賃金がピークとなる年齢を覚えておこう。

③ 学歴別にみた賃金

学歴別に賃金をみると、男女計では、高校 273.8 千円、専門学校 294.2 千円、高専・短大 292.5 千円、大学 362.8 千円、大学院 464.2 千円となっている。男女別にみると、男性では、高校 297.5 千円、大学 392.1 千円、女性では、高校 222.9 千円、大学 294.0 千円となっている。男女とも、いずれの学歴でも55～59歳が賃金のピークとなっている。

④ 企業規模別にみた賃金

企業規模間賃金格差（大企業＝100）は、男性で、中企業 85.7、小企業 79.7、女性で、中企業 92.4、小企業 86.7 となっている。

⑤ 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（402.0 千円）が最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」（385.5 千円）となっており、「宿泊業、飲食サービス業」（257.4 千円）が最も低くなっている。

ポイント 「最も高い」産業、「最も低い」産業を覚えておこう。

⑥ 雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）

男女計 67.5、男性 70.0、女性 72.0 となっている。

男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業で、産業別では「電気・ガス・熱供給・水道業」となっている。

⑦ 外国人労働者の賃金

在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野（特定技能を除く）299.6 千円、特定技能 205.7 千円、身分に基づくもの 280.7 千円、技能実習 177.8 千円、その他（特定活動及び留学以外の資格外活動）220.9 千円となっている。

⑧ 短時間労働者 男女別の1時間当たり賃金

年齢階級別にみると、最も1時間当たり賃金が高い年齢階級は、男性では35～39歳で

2,438 円、女性では 30～34 歳で 1,457 円となっている。

⑨ 短時間労働者 企業規模別の 1 時間あたり賃金

男性では、大企業 1,458 円、中企業 1,950 円、小企業 1,575 円、女性では、大企業 1,249 円、中企業 1,327 円、小企業 1,250 円となっている。

ポイント 1 時間あたり賃金は、いずれも中企業が最も高い。

⑩ 短時間労働者 産業別の 1 時間あたり賃金

男性では、「医療、福祉」(3,613 円)が、女性では「教育、学習支援業」(2,052 円)が最も高くなっている。

〔6〕令和 4 年 賃金引上げ等の実態に関する調査（厚生労働省、令和 4 年 11 月 22 日公表）

民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業割合	85.7% (増加)	
1 人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業割合	0.9% (減少)	
賃金の改定を実施しない企業割合	6.2% (減少)	
賃金カットを実施又は予定している企業割合	7.1% (減少)	
賃金の改定の決定に 当たり最も重視した 要素	① 企業の業績	40.0% (減少)
	② 労働力の確保・定着	11.9% (増加)
	③ 雇用の維持	10.7% (増加)
令和 4 年夏の賞与	「支給した又は支給する」企業 86.2% (増加) 「支給するが額は未定」の企業 4.3% (増加) 「支給しない」企業 7.5% (減少)	
令和 4 年夏の賞与を支給しない企業	産業別では「宿泊業、飲食サービス業」が 20.4%と最も高くなっている。	

ポイント 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素を企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。

〔7〕令和 4 年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省、令和 4 年 8 月 5 日公表）

現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は 2.20%で、前年（1.86%）に比べ 0.34 ポイントの増。

ポイント 賃上げ率は、2%前後が続いている。

〔8〕令和 4 年 障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省、令和 4 年 12 月 23 日公表）

実雇用率は、11 年連続で過去最高の 2.25%（前年 2.20%）、法定雇用率達成企業の割合

は 48.3%（同 47.0%）であった。全ての企業規模の区分で前年より増加した。

企業規模	法定雇用率達成企業の割合
43.5～100 人未満	45.8%
100～300 人未満	51.7%
300～500 人未満	43.9%
500～1,000 人未満	47.2%
1,000 人以上	62.1%

ポイント 法定雇用率達成企業の割合（48.3%）は、必ず覚えておこう。

【9】令和4年 高年齢者の雇用状況等集計結果（厚生労働省、令和4年12月16日公表）

- | |
|---|
| <p>① 雇用確保措置を実施済の企業では、定年制度（定年制の廃止、定年の引上げ）により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。</p> <p>② 定年を 65 歳とする企業は、報告した全ての企業に占める割合が 22.2%となっている。</p> <p>③ 66 歳以上まで働ける制度のある企業は、報告した全ての企業に占める割合が 40.7%となっている。</p> <p>④ 70 歳以上まで働ける制度のある企業は、報告した全ての企業に占める割合が 39.1%となっている。</p> |
|---|

【10】令和4（2022）年 労働力調査（総務省、令和5年1月31日公表）

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

① 労働力人口

定義	15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口
2022 年平均	6902 万人と、前年に比べ 5 万人の減少

② 労働力人口比率

定義	15 歳以上人口に占める労働力人口の割合
2022 年平均	62.5%と、前年に比べ 0.4 ポイントの上昇（2 年連続の上昇）

③ 就業率

定義	15 歳以上人口に占める就業者の割合
2022 年平均	60.9%と、前年に比べ 0.5 ポイントの上昇（2 年連続の上昇）
男女別	男性は 69.4%と 0.3 ポイントの上昇、女性は 53.0%と 0.8 ポイントの上昇

ポイント ①～③について、「労働力人口」「労働力人口比率」「就業率」といった用語は、選択式対策の必須事項である。しっかり覚えておこう。

④ 雇用者

就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は 2022 年平均で 6041 万人と、25 万人の増加となった。就業者に占める雇用者の割合は 89.9%と 0.3 ポイントの上昇となった。

⑤ 正規の職員・従業員数

2022 年平均で 3597 万人と、前年に比べ 1 万人の増加（8 年連続の増加）となった。

⑥ 非正規の職員・従業員数

2022 年平均	2101 万人と 26 万人の増加（3 年ぶりの増加）
男女別	男性は 669 万人（16 万人の増加）、女性は 1432 万人（10 万人の増加）
年齢階級別	15～64 歳は 1697 万人（14 万人の増加）、65 歳以上は 405 万人（12 万人の増加）

ポイント 人数を暗記するのは難しいが、「増加」「減少」といった傾向は押さえておこう。

⑦ 非正規の職員・従業員の割合

役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は 36.9%と 0.2 ポイントの上昇となった。

ポイント 非正規の職員・従業員の割合は約 4 割である。

⑧ 有期の契約

役員を除く雇用者を雇用契約期間別にみると、**無期の契約**は 2022 年平均で 3771 万人と、7 万人の減少、**有期の契約**は 1429 万人と 19 万人の増加となった。

男性・無期の契約	2203 万人と 22 万人の減少
男性・有期の契約	603 万人 と 18 万人の増加
女性・無期の契約	1567 万人と 15 万人の増加
女性・有期の契約	827 万人 と 2 万人の増加

⑨ 産業別の就業者

医療、福祉	2022 年平均で 908 万人（前年に比べ 17 万人の増加）
情報通信業	2022 年平均で 272 万人（前年に比べ 14 万人の増加）
サービス業（他に分類されないもの）	2022 年平均で 463 万人（前年に比べ 11 万人の増加）
卸売業、小売業	2022 年平均で 1044 万人（前年に比べ 25 万人の減少）

⑩ 週間就業時間

休業者を除く雇用者について、総数に占める週間就業時間別の割合をみると、週 20～24 時間の区分は 2022 年平均で 6.9%と、0.4 ポイントの低下となった。一方、週 30～34 時間の区分は 9.8%と 0.2 ポイントの上昇となった。

⑪ 休業者数

就業者のうち休業者数は、2022 年平均で 213 万人と、前年に比べ 5 万人の増加（2 年ぶりの増加）となった。

⑫ 完全失業者数

2022年平均で179万人と、前年に比べ16万人の減少（3年ぶりの減少）となった。

⑬ 完全失業率

完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、2022年平均で2.6%と、前年に比べ0.2ポイントの低下（4年ぶりの低下）となった。

ポイント完全失業率は、用語の定義、数値とも過去に選択式で出題されている。労働力調査の中でも最重要項目である。

⑭ 求職理由別の完全失業者

「非自発的な離職」の2022年平均は46万人（前年に比べ10万人の減少）

[内訳]「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は29万人（7万人の減少）

「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は18万人（2万人の減少）

⑮ 非労働力人口

2022年平均で4128万人と、前年に比べ43万人の減少となった（2年連続の減少）。このうち65歳以上は6万人の増加となった。

⑯ 若年無業者

定義	15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者
2022年平均	57万人（前年に比べ1万人の減少）

⑰ 35～44歳無業者数

2022年平均で36万人と、前年と同数となった。

ポイント⑯⑰は、人数も覚えておこう。

〔11〕令和3年 雇用均等基本調査（厚生労働省、令和4年7月29日公表）

育児休業者割合は、女性は85.1%（前年81.6%）と、男性は13.97%（前年12.65%）となった。

〔12〕令和4年 人口動態統計（厚生労働省）

出生数	77万747人となり、初めて80万人を割り込んだ。
合計特殊出生率	過去最低の1.26

〔13〕令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（厚生労働省、令和4年11月25日公表）

① 現在の就業形態を選んだ理由

現在の就業形態を選んだ理由（複数回答）を男女、年齢階級別にみると、「無期雇用パートタイム」の男女と「有期雇用パートタイム」の女はすべての年齢階級で「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」が最も高くなっている。また「有期雇用フルタイム」

の「55 歳以上」については、男女とも「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が最も高くなっている。

② 今後の働き方の希望

今後の働き方の希望について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態でも男女ともに「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も高くなっている。